

一問一答 刑法（上巻）改訂二版

■p. 30～31 問題 2 解答・解説

問題 2 行目を以下のように訂正します。

誤：情を知らない同区役所係員をして、外国人登録証明書を作成

正：情を知らない同区役所係員をして、外国人登録原票に不実の記載をさせた上、これに基づく外国人登録証明書を作成

解答及び解説を以下のものに差し替えます。

解 答：○

解 説： 外国人登録証明書それ自体は、公正証書原本不実記載等罪（刑法 157 条 1 項）の客体である「公正証書」の「原本」ではないが、内容虚偽の外国人登録申請書を提出した場合には、外国人登録原票への虚偽記載がなされることになるから、この原票への虚偽記載について本罪が成立する。

■p. 30～31 問題 4 解答・解説

問題 1 - 2 行目を以下のように訂正します。

誤： 甲が、A を恐喝し、A の所有地につき所有権移転に必要な書類を交付させたうえ、架空の売買を原因とする所有権移転登記の申請をし、

正： 甲が、A を恐喝してその所有地を脅し取り、所有権移転に必要な書類を交付させたうえ、所有権移転登記の申請をし、

解答及び解説を以下のものに差し替えます。

解 答：×

解 説： 恐喝による契約等の法律行為は、民法上「強迫による意思表示」として取り消すことができるが（民法 96 条 1 項）、取り消されるまでは有効と取り扱われるので、取消し前には、有効な物権変動があったと解さざるを得ない。したがって、枝文の場合、登記簿に不実の記載をさせたことにはならず、公正証書原本不実記載等罪（刑法 157 条 1 項）は成立しない。

■p. 192 問題 5 解答・解説

解答及び解説を以下のように訂正いたします。

解 答：×

解 説： 少年補導員は、警察本部長等から委嘱を受けた特別職の地方公務員（地公法 3 条 3 項 3 号）であり、公務執行妨害罪（刑法 95 条 1 項）の客体に当たる。